

新潟市若手料理人研修支援補助金 Q&A

◎補助対象事業について

Q. 研修内容に一部、語学研修や資格取得の講座が含まれています。この場合も補助対象になりますか？

A. 語学研修や資格取得が主となる研修は対象になりませんが、主の研修内容が、対象要件となる「地域の食材・食文化を活用した先進的な取り組みを学ぶもの」「調理技術の向上を図るもの」の両方を満たしていれば、一部内容に含まれていても対象となります。

Q. 研修期間が年度を跨いでいるため2月末までに実績報告書を提出できません。この場合、補助対象になりますか？

A. 2月末までに研修が終わらず実績報告書を提出できない事業は、補助の対象外となります。

◎補助申請者について

Q. 同じ系列の店舗が複数ある場合、それぞれの店舗から申請できますか？

A. できません。1法人につき申請は1店舗までです。

Q. パン屋・菓子屋など、自店で製造・加工したものを小売している店舗は対象になりますか？

A. 補助対象となる「飲食店等」は、日本標準産業分類の対象業種に該当し、かつ「客の注文に応じ調理した飲食料品を、その場で飲食させる事業所」を指します。そのため、持ち帰りのみでその場で飲食ができない店舗は対象になりません。ただし、パン屋や菓子屋でもイートインスペースなどがあり、その場で飲食ができる場合は補助対象となります。

◎補助内容について

Q. 具体的に、補助の対象となる経費にはどのようなものがありますか？

A. 別紙「補助対象経費等の考え方について」に、補助対象経費である①交通費・渡航費②宿泊費③受講料等負担金の具体例と注意事項を記載しています。こちらをご確認ください。

Q. 民間企業などが販売する研修プログラムに参加します。参加費が一式でまとまっており、補助対象経費の通りに細分化できないのですが、どうすればいいですか？

A. 受講料等負担金として参加費一式の税抜金額が補助対象経費として認められます。支出項目は「受講料等負担金」とし、備考欄に内訳を記載してください。ただし、補助対象経費としてふさわしくない費用が含まれる場合は、その費用分を減額していただく場合があります。

◎選定方法について

Q. 選定委員会は申請者と研修参加者の両者が出席するとありますが、補助申請者である代表者が所用のため出席できません。

A. 申請者は代理出席を可とします。ただし、研修参加者は必ず本人が出席してください。

Q. 自ら経営する飲食店等のオーナーシェフです。補助申請者と研修参加者が同じになるのですが、選定委員会の出席は一人でもよろしいですか？

A. 補助申請者と研修参加者が同じになる場合は、お一人の出席で構いません。

◆その他、ご不明な点があればお気軽にお問合せください。

【問い合わせ先】

新潟市 農林水産部 食と花の推進課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1(新潟市役所白山浦庁舎4階)

電話番号:025-226-1802 FAX 番号:025-230-0423 Eメール:shokuhana@city.niigata.lg.jp